

津和野町公告第7号

津和野町移住定住促進業務について、公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり公告します。

令和8年2月13日

津和野町長 下森 博之

1 業務概要

(1) 業務名

津和野町移住定住促進業務

(2) 業務内容

本業務は、移住を検討する者に対する相談対応等の窓口業務の実施に加え、本町の魅力や移住を検討するうえで必要となる情報を効果的に発信する広報活動、および本町への移住を促進するためのイベント等プロモーション活動を企画・実施する。併せて、移住希望者が移住検討段階から移住後の定住に至るまで、一連のプロセスを切れ目なく支援する体制を構築し、相談支援や情報提供を継続的に行うことにより、移住者が不安を感じることなく地域に定着して住み続けられる環境の整備を図ることを目的とする。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 担当課

〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218番地18

津和野町役場 つわの暮らし推進課

電話：0856-74-0092（直通） FAX：0856-74-0002

電子メール：t-kurashi@town.tsuwano.lg.jp

2 参加資格要件

参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 津和野町競争入札参加資格者名簿において、その他の項目（「移住」「定住」「その他企画」に関する業務）について登録されている者であること。同資格者名簿に登録されていない場合は、速やかに登録の手続きを行うものとする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、津和野町及び島根県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われ

た者でないこと。

- (5) 津和野町暴力団排除条例（平成24年3月15日津和野町条例第3号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に該当しないものであること。
- (6) 国税及び地方税等の滞納がないこと。

3 実施スケジュール

(1) 入札公告	令和8年2月13日（金）
(2) 実施要領等の配布	令和8年2月13日（金）から3月2日（月）まで
(3) 質問書の受付	令和8年2月20日（金）午後5時必着
(5) 質問回答の公表	令和8年2月25日（水）
(6) 参加申込書提出期限	令和8年3月2日（月）午後5時必着
(7) 参加資格審査結果通知	令和8年3月6日（金）
(8) 企画提案書等提出期限	令和8年3月13日（金）午後5時必着
(9) プレゼンテーション審査	令和8年3月中旬（予定）
(10) 結果通知・契約締結	令和8年3月下旬（予定）

4 公募型プロポーザルに係る関係書類の交付期間、場所及び交付方法

(1) 実施要領等の配布

- ・配布期間 令和8年2月13日（金）から3月2日（月）まで
- ・配布場所 津和野町ホームページ <https://www.town.tsuwano.lg.jp>

5 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年3月2日（月）午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）とする。
- (3) 提出場所 津和野町役場 つわの暮らし推進課
〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年3月13日（金）午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）とする。
- (3) 提出場所 津和野町役場 つわの暮らし推進課
〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18

7 優先交渉事業者の選定

- (1) 本提案の審査については、町が設置する審査委員会が企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を評価し、総合点が最も高い者を優先交渉事業者として選定する。
- (2) 総合点が同点の場合は、企画提案内容の評価点が高い者から優先順位を決定する。

- (3) 企画提案内容の評価点も同点の場合は、事業者評価の評価点が高い者から優先順位を決定し、事業者評価の評価点も同点の場合は、提案金額が安い者から優先順位を決定する。
- (4) 参加提案者が1者の場合でも審査は実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉事業者として選定する。
- (5) 点数配分、審議内容、結果についての質問、異議申し立てはできないものとする。

8 審査結果の通知

審査結果は、審査の終了後、すべての提案事業者に対し、書面により通知するとともに、本町ホームページに掲載して公表する。

9 その他の事項

- (1) 詳細については、津和野町移住定住促進業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領他による。
- (2) 事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。
- (3) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合は、失格とする。
- (4) 提出書類に不備、虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。
- (6) 提出書類に係る経費はすべて事業者負担とし、本件の審査以外には使用しない。
- (7) 参加申込書・辞退届及び企画提案書・添付書類は返却しない。
- (8) 契約締結については、本町財務規則に基づき契約を締結する。
- (9) 津和野町移住定住促進業務は、令和8年度当初予算の議決を受けて令和8年度より実施するものであり、議決を得られなかった場合は提案を募集したことに留まり、事業化しないものとする。